

政治倫理の確立のための新潟市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第6号

政治倫理の確立のための新潟市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための新潟市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年新潟市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「限る。）」の次に「，金銭信託」を加える。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「社債券」の次に「，金銭信託」を，「ごとに額面金額の総額」の次に「（金銭信託については，元本の総額）」を加える。

別記様式第3号中

「

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	商品先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

」

分 離 課 税	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	一 般 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		
	上 場 株 式 等 の 利 子 ・ 配 当 所 得		
	先 物 取 引 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。